

住宅のバリアフリー改修により固定資産税が減額されます

既存住宅にバリアフリー改修工事を行った場合、次の要件に該当すると、当該住宅に係る翌年度分（1年限り）の固定資産税が減額されます。

1 住宅及びバリアフリー改修工事の要件

(1)住宅の要件

新築された日から10年以上を経過した住宅で、申告時に次のいずれかの方が居住する住宅（賃貸住宅を除く。また、併用住宅では、居住部分の床面積が2分の1以上）

- ①65歳以上の方（工事の完了した年の翌年の1月1日現在の年齢）
- ②要介護認定又は要支援認定を受けている方
- ③障害をお持ちの方（地方税法施行令第7条各号に掲げるもの）

(2)バリアフリー改修工事の要件

平成28年4月1日から令和6年3月31日までの間に、次の改修工事が行われ、「介護保険による給付」や「国・地方公共団体からの補助金」等を除く自己負担額が50万円を超える工事で、改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること。

- ①廊下または出入口の拡張 ②階段の勾配緩和 ③浴室の改良
- ④便所の改良 ⑤手すりの取付け ⑥床の段差の解消
- ⑦出入口の戸の改良 ⑧床表面の滑り止め化

2 減額の期間と範囲

改修工事が完了した住宅の翌年度分の固定資産税額が3分の1減額されます。（ただし、1戸当たり100㎡分までを限度とし、1度しか受けることができません。）

3 減額を受けるための手続き

減額を受けるためには、改修後3ヶ月以内に工事明細書や写真等の関係書類を添付し、町に申告していただく必要があります。（工事内容を示す書類の添付は、建築士や登録性能評価機関等による証明でも可能です。証明の書式に定めはありません。）

町では、工事内容等を書類で確認し、必要に応じて現地を確認させていただきます。なお、期限内に申告できない場合や、申告方法、その他要件の詳細についてはお問い合わせください。申告書は役場税務課にてお渡しします。

お問い合わせ先

福崎町役場 税務課 資産税係 家屋担当 電話：0790-22-0560（内線346）